

保健第253号

令和4年11月30日

県立学校長殿

岡山県教育庁保健体育課長

### 飲食の場面における感染対策について

令和4年11月30日付けで県教育庁教育政策課から「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について」を連絡したところですが、飲食の場面における感染対策については、引き続き、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(文部科学省)に基づき、次のことに御留意いただき、適切に御対応ください。

なお、今般、当該マニュアルの運用として「座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話を行うことも可能」であることが示されました。

また、県新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定の県民・事業者の皆さまへのお願いにおいて、引き続き、飲食時の感染防止策の徹底が求められていることを申し添えます。

### 記

#### ○飲食の場面における感染対策について

- ・食事の際、飛沫が飛ばないように机を向かい合わせにしない等の座席を工夫する。
- ・大声での会話を控える、距離がとれない場合は会話を控える。
- ・食事後の歓談時にはマスクを付ける。
- ・効果的な換気を行う。 等

※学校で感染者と接触があった者のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした際には、これまでどおり、濃厚接触者に準ずる扱いとする場合があります。

#### 【本件担当】

岡山県教育庁保健体育課  
健康・安全教育班

TEL：086-226-7591